

平成 31 年 3 月
消費者庁

「消費者庁環境配慮の方針」の点検について

「消費者庁環境配慮の方針」(平成 27 年 11 月 25 日消費者庁長官決定。以下「環境配慮の方針」という。)では、同方針を推進すべく「消費者庁環境配慮の方針推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、同推進委員会において、毎年度、進捗状況の点検を行うこととしている。

この度、推進委員会により、平成 29 年度における環境配慮の方針の点検を行ったため、その結果を「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成 16 年法律第 77 号) 第 6 条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

I. 環境施策の推進

食品ロスの削減に向けた取組については、平成 29 年度も消費者の理解を深めることを目的に、消費者庁ウェブサイト上の専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」等を通じた情報発信及び消費者団体や地方公共団体等を通じたパンフレットの配布を行い、普及・啓発に努めた。また、家庭における食品ロス削減の取組による効果を把握するため、徳島県内の家庭を対象に実証事業を行った。

加えて、食品ロス削減関係省庁等連絡会議の事務局として、第 6 回連絡会議を開催し、関係省庁と連携を図った。さらに、国と地方が連携し、食品ロス削減全国大会を開催した。

環境に配慮した消費行動を進める取組としては、エシカル消費※の普及・啓発のためのシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催した。

※「エシカル消費」：地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。

II. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

1. 物品等の購入や使用に当たっての取組

(1) グリーン調達の推進

環境配慮の方針では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

(平成 12 年法律第 100 号) に基づき、環境負荷が少ない製品等の積極的調達により、グリーン調達を最大限進めることを目標としている。平成 29 年度におけるコピー用紙、文房具類等特定調達品目の購入についての目標達成率は 100% となっている。

(2) 自動車等の効率的利用

幹部用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用している。相乗りによる公用車利用の効率化を図るとともに、自転車や公共交通機関による移動を推奨している。

(3) 用紙類の使用量の削減

会議における配布資料のペーパーレス化の取組を試験的に実施した。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

環境配慮の方針では、コピー機やプリンター等のトナーカートリッジ回収の推進を目標としている。平成 29 年度におけるカートリッジ回収率は 100% となっている。

また、ゴミの分別回収用のボックスを設置すること、不要になった用紙等に關しクリップ、バインダー等を外して分別回収することを通じてリサイクルを推進している。

2. 庁舎の整備・管理等における取組

夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズをそれぞれ励行するとともに、冷暖房の適正な運用を行うため、冷暖房中は窓、出入口の開放を行わないよう呼び掛けている。

また、超過勤務の縮減、年次休暇取得の推進を奨励し、業務の効率化や早期退庁ができる職場環境作りを行うとともに、退庁後の消灯を徹底している。

3. 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

職員に対し、環境配慮の方針や節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

また、独立行政法人国民生活センターや関係団体に対して、節電及び省エネルギー対策について周知を行った。